# 雇用保険適用事業所を設置する場合の手続きについて

一元

### ◆手続きの流れ

労働基準監督署に下記書類を提出後、ハローワークにて手続きができます。 ・「労働保険保険関係成立届」 ・「労働保険概算保険料申告書」

労働基準監督署

■労働保険 保険関係成立届

■労働保険概算保険料申告書



ハローワーク

### ◆必要な書類

- □ 雇用保険適用事業所設置届
- □「労働保険 保険関係成立届」の事業主控え(労働基準監督署で受理済みのもの)
- □ 事業所の実在、事業の種類、事業開始年月日、事業経営の状況、ほかの社会保険の加入状況を証明することができる書類

#### 法人

- ①登記事項証明書(6か月以内のもの)
- ②事業所の所在地が確認できる書類(登記所在地と異なる場合)
- ③不動産契約書(事務所等が賃貸の場合)
- ④事業所の名称、所在地および事業の実態が確認できる書類
  - ・監督官庁の許認可証(建設、飲食、不動産、旅行、医療等)
  - 登録証(税理士、会計士、司法書士、賃貸業等)
  - 税務関係(事業開始届、確定申告書等)
  - 社会保険関係届出書控
  - 取引先発行の契約書、見積書、納品書、領収書等
  - ・公共料金の領収書(電気、ガス、水道等)

### 個人

- ①事業主世帯全員の住民票
- ②不動産契約書(事務所等が賃貸の場合)
- ③事業所所在地および事業の実態が確認できる書類
  - ・監督官庁の許認可証(建設、飲食、不動産、旅行、医療等)
  - 登録証(税理士、会計士、司法書士、賃貸業等)
  - 税務関係(事業開始届、確定申告書等)
  - 社会保険関係届出書控
  - ・取引先発行の契約書、見積書、納品書、領収書等
  - ・公共料金の領収書(電気、ガス、水道等)

## □ 雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険に以前加入していた方の場合は、本人より雇用保険被保険者番号を確認してください。 被保険者番号が不明の場合は、備考欄に前職(雇用保険加入)の社名(法人名)を記入してください。 併せてマイナンバーの確認もお願いします。

□ 労働者の雇用実態、賃金の支払い状況等を証明できる書類 ・ 労働者名簿 ・ 出勤簿(タイムカード) ・ 雇用契約書 ・ 賃金台帳